

二宮町国民保護計画(案) 修正一覧

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
1	5	表	国民保護法 武力攻撃事態等 における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)	国民保護法 武力攻撃事態 における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)	法令名称の誤り
2	5	表	安否情報省令 武力攻撃事態等における安否情報の 収集及び報告 の方法並びに安否情報の照会及び回答の 手続 その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)	安否情報省令 武力攻撃事態等における安否情報の 報告 方法並びに安否情報の照会及び回答の 手続 その他の必要な事項を定める省令(平成17年度総務省令第44号)	法令名称の誤り
3	5	表	国民保護法施行令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律施行令 (平成16年政令第275号)	国民保護法施行令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律法律施行令 (平成16年政令第275号)	法令名称の誤り
4	5	表	町国民保護協議会 国民保護法 第39条 に基づき、町における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、町国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会	町国民保護協議会 国民保護法 第34条 に基づき、町における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、町国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会	根拠条項の誤り(第34条は、県の計画作成に関するもの)。
5	5	表	県 知事 及びその他の執行機関	県 県知事 及びその他の執行機関	【自己修正】
6	5	表	指定行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、 環境省及び防衛省	指定行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、 防衛庁 、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁 及び環境省	【自己修正】 平成19年1月9日に「防衛庁」が「防衛省」に移行されたことに伴う変更。
7	6	表	県対策本部 県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について 指 定 を受けたときに、知事が設置するもの	県対策本部 県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について 設 置 を受けたときに、知事が設置するもの	誤植
8	6	表	県対策本部長 県国民保護対策本部長(知事)	県対策本部長 県国民保護対策本部長(県知事)	【自己修正】

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
9	7	表	国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置(同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	脱字
10	7	表	武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	武力攻撃事態 武力攻撃事態が発生した事態又は武力攻撃事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	誤植
11	7	表	武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【武力攻撃予測事態に関する政府見解】	武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【政府見解】	現状の記載では、武力攻撃事態等に関する政府見解ととられるおそれがあるため。
12	8	表	避難 <u>国民保護法第54条に基づき知事の指示により、要避難地域から避難先地域等(屋内を含む。)に逃れること</u>	避難 <u>国民保護法第52条に基づき、武力攻撃事態等において、特定の地域の住民を避難させることが必要であると判断した場合に、国の対策本部長(内閣総理大臣)の指示により講ずる措置</u>	避難するのは住民であり、住民を主体として記載する。
13	8	表	【削除】	<u>県対策本部 神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの</u>	重複
14	8	表	緊急通報 武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの	緊急通報 武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃事態による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの	誤植
15	8	表	海上保安部等 <u>海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署</u>	海上保安部等 <u>政令で定める管区海上保安本部の事務所</u>	本文中の定義付けと統一する。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
16	9	表	地域防災計画 災害対策基本法 第42条 の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策等について定めたもの	地域防災計画 災害対策基本法 第40条 の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、 原子力災害対策 等について定めたもの	前段:根拠条文の誤り(第40条は都道府県地域防災計画に関する規定)。 後段:二宮町地域防災計画と整合を図る。
17	15	11	(8) 関東農政局(神奈川県農政事務所) ア 武力攻撃災害対策用 食料 及び備蓄物資の確保	(8) 関東農政局(神奈川県農政事務所) ア 武力攻撃災害対策用 食糧 及び備蓄物資の確保	誤植
18	15	13	(9) 関東森林管理局(東京神奈川森林 管理署) 武力攻撃災害復旧用材(国有 林材)の供給	(9) 関東森林管理局(東京神奈川森林 管理局) 武力攻撃災害復旧用材(国有 林財)の供給	誤植
19	16	6	(18) 関東地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	【記載なし】	【自己修正】 平成17年6月29日に国民保護法施行令が改正され、新たに「地方環境事務所」が指定地方行政機関に指定されていたため、県計画が変更されるのに伴うもの。
20	16	24	イ 被災地に対する 電力 供給の確保	イ 被災地に対する 電源 供給の確保	誤植
21	17	12	(株) ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ	(株) ティイー・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ	誤植
22	17	18	イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金 決済 の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金 決裁 の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	誤植
23	17	22	イ 窓口 業務の維持	イ 郵便 業務の維持	誤植
24	17	27	イ 救護活動に必要な医薬品及び医療 器材 の提供	イ 救護活動に必要な医薬品及び医療 機材 の提供	誤植
25	26	表	地域推進課 <u>・生活関連等施設に関すること。</u>	地域推進課 【記載なし】	「生活関連等施設に関すること」を追記する。
26	29	5	(2) 消防団の充実・活性化の推進 町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、 県と連携し 、消防団の充実・活性化を図る。	(2) 消防団の充実・活性化の推進 町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、 県と連携し 、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。	消防団の運営管理は、町の責務であることから、その趣旨を明確にする。
27	29	表	法第70条 第1項・3項	法第70条 第1 3項	根拠条項の誤り
28	31	14	(1) 近接市町村との連携 防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等 について 必要な見直しを行うこと等により、	(1) 近接市町村との連携 防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等 の について必要な見直しを行うこと等により、	誤植

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
29	32		<u>防災のために締結されている</u> 関係機関との協定一覧	関係機関との協定一覧	国民保護のための協定ととられるおそれがある。
30	34	11	(1) 警報伝達体制の整備 【削除】	(1) 警報伝達体制の整備 <u>(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</u>	【自己修正】
31	34	13	(2) 防災行政無線の活用 町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等については、防災行政無線(デジタル化された <u>もの</u>)を有効に活用する。	(2) 防災行政無線の活用 町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等については、防災行政無線(デジタル化された <u>のも</u>)を有効に活用する。	【自己修正】
32	35	16	(1) 安否情報の <u>収集に必要な準備</u> 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)を、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)に規定する <u>安否情報収集様式により、円滑に収集することができるよう必要な準備をする。</u>	(1) 安否情報の <u>種類及び報告様式</u> 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に <u>関して</u> 、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)に規定する <u>安否情報報告書の様式により、都道府県に報告する。</u>	この章は武力攻撃事態等への対処ではなく、「平素からの備えや予防」を記載したものである。また、収集の備えの記載がないので、記載する。
33	36	1	(2) 安否情報の <u>整理等</u> のための体制整備 町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、 <u>あらかじめ</u> 、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。	(2) 安否情報の <u>収集</u> のための体制整備 町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、 <u>あらかじめ</u> 、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を <u>あらかじめ</u> 定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。	前段: 本文においては、整理、提供等について記載しているので、本文に整合した見出しとする。 後段: 重複
34	37	17	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、 <u>海上保安部等</u> 、自衛隊等との連携を図る。	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、 <u>海上保安庁等</u> 、自衛隊等との連携を図る。	この場合における連携先は、海上保安部等と考えられる。
35	40	9	また、町は、武力攻撃事態等において、 <u>避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。</u>	【記載なし】	避難実施要領の伝達方法等について、次のような記載を追記する。
36	42	表	第28条 8号 <u>毒劇薬</u> (薬事法)	第28条 8号 <u>毒劇物</u> (薬事法)	誤植

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
37	45	28	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 【削除】	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (なお、「武力攻撃やテロなどから身を守るために」において応急措置等について記載されており、これらの資料を参照できる。)	【自己修正】
38	47	3	(2) 初動措置の確保 町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、 緊密 な連携を図る。	(2) 初動措置の確保 町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、 綿密 な連携を図る。	【自己修正】
39	47	14	<u>町は、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。</u>	【記載なし】	対策本部設置前に災害対策基本法に基づく措置を講じていた場合の本部移行に伴う調整について、次のような記載を追記する。
40	48	8	① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び 知事 を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。	① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び 県知事 を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。	【自己修正】
41	56	14	(2) 情報通信手段の機能確認 町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに 県及び 総務省にその状況を連絡する。	(2) 情報通信手段の機能確認 町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに 県を 経由して総務省にその状況を連絡する。	総務省への連絡は直接行うものである、「県及び」に変更する。
42	57	20	(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の 求め 町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。	(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 町は、町内における国民保護措置の 求め を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。	法第16条第5項と整合を図る。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
43	58	5	① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて町内を担当区域とする 神奈川地方協力本部長 を通じて、陸上自衛隊にあっては町を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては町内を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては町内を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、 防衛大臣 に連絡する。	① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて町内を担当区域とする 地方連絡部長 を通じて、陸上自衛隊にあっては町を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては町内を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては町内を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、 防衛庁長官 に連絡する。	前段:平成18年7月31日付けで組織改編されている。また、正式名称を記載する。 後段:【自己修正】平成19年1月9日に「防衛庁」が「防衛省」に移行されたことに伴う変更。
44	58	22	① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、	① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の 全部又 一部を他の地方公共団体に委託するときは、	法上、事務の全部の委託は想定されていないので、下線部を削除する。
45	59	8	また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、 知事 に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。	また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、 県を経由して総務大臣 に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。	法第152条と整合を図る。
46	61	8	① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある 公私の団体 (消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、学校など)に警報の内容を伝達する。	① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定め られた 伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある 国公私の団体 (消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、学校など)に警報の内容を伝達する。	前段:主語述語の整合を図る。 後段:誤植
47	62	3	(2) 町長は、 職員並びに消防長及び消防団長を指揮し 、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。	(2) 町長は、 消防機関と連携し 、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する ことができるよう、体制を整備する 。	前段:基本指針に整合させる。 後段:この章は平素の備えではなく、「武力攻撃事態等への対処」を記載したものであり、措置の実施方法について記載する。
48	62	11	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを作成するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを作成するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような 体制の整備 に努める。	この章は平素の備えではなく、「武力攻撃事態等への対処」を記載したものであり、措置の実施方法について記載する。
49	63	1	② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等 に 準じて、その内容を、住民に 伝達し、関係機関に通知する 。	② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達 に 準じて、その内容を、住民に 対して迅速に伝達する 。	基本指針を踏まえ、関係機関への通知を記載する。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
50	64	16	また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、 <u>町の区域を管轄する</u> 警察署長、海上保安部長等	また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、 <u>町の区域を管轄する</u> 消防長、警察署長、海上保安部長等	二宮町の場合、町の機関として消防本部があることから、消防長が町の区域を管轄しているのは自明である。
51	64	18	自衛隊 <u>神奈川地方協力本部長</u>	自衛隊 <u>地方連絡部長</u>	平成18年7月31日付けで組織改編されている。また、正式名称を記載する。
52	66	3	(6) 高齢者、障害者等への配慮 【削除】	(6) 高齢者、障害者等への配慮 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難(又は屋内に留まること)を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)	【自己修正】
53	66	9	(8) 避難所等における安全確保等 町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、 <u>県</u> と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。	(8) 避難所等における安全確保等 町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、 <u>県警察</u> と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。	県計画と整合を図る。 (県計画P.59)県においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、県民等からの相談に対応することを通じ、県民等の不安の軽減に努める。
54	66	12	環境省 <u>自然</u> 環境局総務課動物愛護管理室	環境省 <u>事前</u> 環境局総務課動物愛護管理室	組織名称の誤り
55	67	5	(13) 避難住民の復帰のための措置 町長は、避難の指示が解除された <u>ときは</u> 、	(13) 避難住民の復帰のための措置 町長は、避難の指示が解除された <u>時</u> は、	【自己修正】
56	69	6	このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。	このため、 <u>県モデル計画における整理と同様</u> 、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。	市町村モデル計画における市町村に対する計画作成上の留意事項であることから、下線部を削除する。
57	70	21	(1) 県への要請等 町長は、 <u>県からの通知により救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった</u> 場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。	(1) 県への要請等 町長は、 <u>県から救援事務の一部を実施する指示を受け</u> た場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。	法律に即すると「指示」ではない。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
58	71	4	(2) 他の市町村との連携 町長は、 <u>県からの通知により救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった</u> 場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。	(2) 他の市町村との連携 町長は、 <u>県から救援事務の一部を実施する指示を受けた</u> 場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。	同上
59	71	8	(3) 日本赤十字社との連携 町長は、 <u>県からの通知により救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった</u> 場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。	(3) 日本赤十字社との連携 町長は、 <u>県から救援事務の一部を実施する指示を受けた</u> 場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。	同上
60	71	14	町長は、 <u>県からの通知により救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった</u> 場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、 <u>次に掲げる</u> 救援の措置を行う。また、町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 <u>なお、町は、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の救援の実施に際し、適切に救援を実施できるよう十分に配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。</u>	(1) <u>救援の基準等</u> 町長は、 <u>事務の委任を受けた</u> 場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。） <u>及び県国民保護計画の内容</u> に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 (2) <u>救援における県との連携</u> 町長は、 <u>知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。</u> <u>また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。</u>	前段:「委任」は機関委任事務の廃止に伴い、用いないこととされている。 中段: 県計画は市町村計画を作成する際の基準となるものであり、措置の実施に当たっての基準ではないので、削除する。 後段: 下記(1)~(11)の内容と重複するため削除し、県計画との整合を図るため、高齢者・障害者等への配慮、男女のニーズの違いについて追記した。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
61	71	24	<p><u>(1) 避難所の供与</u></p> <p><u>① 避難所の開設場所</u> 町は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、施設の点検を行った上で、避難所を開設する。</p> <p><u>② 避難所の周知</u> 町は、避難所を開設した時は、速やかに地域住民等に周知するとともに、県、県警察等に連絡する。</p> <p><u>③ 避難所の運営管理</u> ア 町は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、県職員及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。避難所の運営に当たっては、地域防災計画に準じて行う。 イ 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。 ウ 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。</p>	【記載なし】	<p>救援の実施については、法第75条に基づき知事が実施する場合と、県からの通知により市町村長が知事の権限に属する救援の一部を行う場合がある。</p> <p>前者の県が救援を行う場合については、県計画に定めがある。</p> <p>後者の市町村が救援の一部を行う場合については、市町村計画に定める必要があるので、70頁1(1)に掲げられた措置について、通知があった場合に迅速に措置が行えるよう、それぞれの内容について記載する。</p>
62	72	9	<p><u>(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理</u></p> <p><u>① 応急仮設住宅等の供与</u> 町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。</p> <p><u>② 応急仮設住宅等への入居者募集</u> 町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分配慮する。</p> <p><u>③ 住宅の応急修理</u> 町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、武力攻撃事態により、住家が半焼又は半壊しそのままでは日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理することができない者に対し、応急修理を実施する。</p>	【記載なし】	同上

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
63	72	20	<p>(3) 食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>① 飲料水の供給活動 ア 町は、企業庁水道局二宮営業所の協力を得て、応急給水拠点の取水場所（県企業庁水道局二宮高区配水池・鋼板プールや飲料水兼用防火水槽等）で応急給水車、給水タンク等に取水し、避難住民等に給水を行う。 イ 町は、病院などの重要施設には優先的に給水する。</p> <p>② 応急飲料水以外の生活用水の供給 町は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。</p> <p>③ 食品の調達・集積・配分・供給活動 ア 町は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。 イ 町は、県より配分を受けた主要食品等を避難住民等へ配分する。 ウ 町は、備蓄食料及び広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。</p>	【記載なし】	同上
64	73	1	<p>(4) 生活必需品の給与又は貸与</p> <p>① 町は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。 ② 町は、県より配分を受けた生活必需品を避難住民等へ配分する。 ③ 町は、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に対し供給する。</p>	【記載なし】	同上
65	73	6	<p>(5) 救護活動等</p> <p>① 町は、必要に応じて町職員による医療救護班を編成し、生涯学習センターに設置した中央応急救護所等において、医療救護活動を行う。また、中郡医師会に医療救護活動の要請を行う。 ② 町は、町域の医療救護班のみでは、医療救護活動の実施が困難であると認めるときは、知事に医療救護班の派遣を要請する。 ③ 町は、医療や助産救護を行った者のうち重篤患者については、後方医療施設へ搬送する。</p>	【記載なし】	同上

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
66	73	14	<p><u>(6) 被災者の捜索及び救出</u> <u>町は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。</u></p>	【記載なし】	同上
67	73	18	<p><u>(7) 電話その他の通信設備の提供</u> <u>町は、電話通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。</u></p>	【記載なし】	同上
68	73	21	<p><u>(8) 埋葬及び火葬</u> <u>① 町は、遺体の引取人がいない場合、又は災害による混乱のため遺族等による遺体の処理ができない場合は、近隣の火葬場で火葬を実施する。</u> <u>② 町は、災害により近隣の火葬場が使用できない場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、火葬を実施する。</u></p>	【記載なし】	同上
69	73	26	<p><u>(9) 学用品の給与</u> <u>町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。</u></p>	【記載なし】	同上

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
70	73	29	<p>(10) 死体の捜索及び遺体の処理</p> <p>① 死体の捜索 町は、大磯警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃事態により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらず死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに大磯警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。</p> <p>② 遺体の処理 ア 町は、武力攻撃災害時には、二宮町公民館に遺体安置所を直ちに開設する。また、捜索により収容された遺体をその遺体安置所へ搬送する。 イ 町は、大磯警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 ウ 町は、大磯警察署の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者へ引渡す作業に当たり大磯警察署と協力するとともに、身元が確認できない遺体を大磯警察署から引渡しを受ける。 また、町は、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。 エ 町は、身元の確認ができず大磯警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。</p>	【記載なし】	同上
71	74	17	<p>(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>町は、避難の指示が除去された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。</p>	【記載なし】	同上

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
72	75	12	(2) 安否情報収集の協力要請 町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の <u>収集</u> への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。	(2) 安否情報収集の協力要請 町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の <u>提供</u> への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。	誤植
73	76	6	<u>③ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。</u> <u>ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。</u>	【記述なし】	平成18年4月3日付け消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知「『武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令』の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(通知)」を踏まえ、照会者の本人確認について追記する。
74	76	11	① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、	① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、 <u>安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、</u> 当該照会が不当な目的によるものではなく、	上記の追記をした場合、下線部が重複するので削除する。
75	80	26	(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請 町長は、町内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を <u>行う</u> 。	(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請 町長は、町内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を <u>行なう</u> 。	【自己修正】
76	80	29	(4) 緊急消防援助隊等の応援要請 町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、 <u>知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、</u> 消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。	(4) 緊急消防援助隊等の応援要請 町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、 <u>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に</u> 消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。	応援要請の対象は緊急消防援助隊だけでなく、相互応援協定を締結していない消防機関や緊急消防援助隊に登録していない部隊への要請もある。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
77	81	3	(5) 消防の応援の受入れ体制の確立 町長は、消防に関する応援要請を 行った とき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、	(5) 消防の応援の受入れ体制の確立 町長は、消防に関する応援要請を 行なった とき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、	【自己修正】
78	81	31	(8) 安全の確保 ④ その活動支援を 行う など団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。	(8) 安全の確保 ④ その活動支援を 行なう など団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。	【自己修正】
79	82	8	(1) 生活関連等施設の状況の把握 町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する 生活関連等施設 の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。	(1) 生活関連等施設の状況の把握 町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する 生活関連施設 の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。	脱字
80	82	24	(1) 危険物質等に関する措置命令 町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 危険物質等 の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。	(1) 危険物質等に関する措置命令 町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 危険物等 の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。	脱字
81	82	25	(1) 危険物質等に関する措置命令 町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物等の取扱者に対し、 必要な 措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。	(1) 危険物質等に関する措置命令 町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物等の取扱者に対し、 次の 措置を講ずべきことを命ずる。 ・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。	同趣旨の記載が次頁にあるので、削除する。
82	83	6	【対象】 ・ 町内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。） 又は町の区域のみに設置される移送取扱所 において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	【対象】 ・ 町内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	移送取扱所も町長が命ずることができる。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
83	83	9	【措置】 ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）	【措置】 ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（ <u>危険物については、</u> 消防法第12条の3、 <u>毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号</u> ）	対象に、毒物劇物に関する事項がないことから、下線部を削除する。
84	84	20	(5) 町長の権限 町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。	(5) 町長 <u>及び消防長</u> の権限 町長 <u>又は消防長</u> は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。	この権限は、消防長については、消防組合の長について付与されたものであるので(法第108条第2項)、下線部を削除する。
85	85	1	町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。	町長 <u>又は消防長</u> は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。	同上
86	86	11	③ 町は、被災情報の <u>報告</u> に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。	③ 町は、被災情報の <u>収集</u> に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。	誤植
87	86	14	第8章 被災情報の収集及び報告 ④ 町は、 <u>第1報</u> を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、	第8章 被災情報の収集及び報告 ④ 町は、 <u>第一報</u> を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、	【自己修正】
88	90	19	ウ 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る <u>職務等</u> に使用される場所等。	ウ 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る <u>協力のため</u> に使用される場所等。	対象は協力に使用される場所に限られない。

番号	頁	行	修正後	修正前	修正理由(県意見)
89	91	7	<p>① 町長</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの 消防団長及び消防団員 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 	<p>① 町長</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 消防団長及び消防団員 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 	<p>前段:【自己修正】</p> <p>後段:消防団長及び消防団員については、市町村長が交付を行うこととされている。(法第158条)</p>
90	94	21	町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の 復帰のための措置 に係る指示をした場合において、	町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の 運送 に係る指示をした場合において、	法第161条と整合を図る。なお、法上、県対策本部長が市町村長に対し、避難住民の運送に係る指示をすることはない。
91	95	5	1 緊急対処事態 町は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、	1 緊急対処事態 町は、緊急対処事態は、 原則として 、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、	【自己修正】